

三重県中小企業融資制度

新型コロナウイルス克服設備等 投資支援資金

業績回復に取り組む企業が設備投資をする際にご利用いただける保証制度です

保証限度額
2,500万円

保証期間
最大15年
うち、据置期間2年以内

固定金利
1.6%
保証料率
0.20%~1.10%

- ・三重県の補助により保証料を**最大0.8%割引!**
- ・ゆとりを持った融資期間と据置期間!
- ・認定書不要!



がんばる企業を応援します

お問い合わせ・ご相談は、金融機関または三重県信用保証協会まで

企業支援部

〒514-0003
津市桜橋3丁目399番地
TEL 059-229-6014

四日市支店

〒510-0085
四日市市諏訪町4番5号 四日市諏訪町ビル5階
TEL 059-353-9161



新型コロナ克服設備等投資支援資金の概要

業績回復に取り組む企業が設備投資をする際にご利用いただける保証制度です

対象要件

以下の全ての要件を満たす中小企業者、小規模事業者

- ①県内に主たる事業所を有し、同一事業を引き続き1年以上営んでいること
- ②事業税等県税を完納している事業者（※1）

資金使途

設備資金

保証 限度額

2, 500万円

融資期間

15年以内（うち据置期間2年以内）

返済方法

元金均等月賦返済

保証料

年率0.20%～1.10%（※3）

金利

固定 年1.6%（※2）

担保

必要に応じて徴求

保証人

原則として第三者保証人を除く

取扱期間

令和3年2月1日から令和4年3月31日

- ※1 申し込みの際、納税確認が必要になります。
(1) 法人の場合：県税事務所が発行する直近の納税証明書（過去3事業年度分の法人事業税及び法人県民税）
(2) 個人の場合：県税事務所が発行する直近の納税証明書（過去3事業年度分の個人事業税）及び市町が発行する直近の納税証明書（過去3事業年度分の個人住民税）
なお、納税要件については、納税証明書に代えて「完納証明書」又は「未納がないことの証明書」を徴求して確認することができるものとします。
- ※2 三重県中小企業融資制度による三重県の利子補給（県補給0.50%）実施後の融資利率となります。
- ※3 三重県中小企業融資制度による三重県の保証料補助（県補助0.25%～0.80%）実施後の保証料率となります。

保証 料率表

三重県の補助により保証料が最大で0.8%割引になります

保証料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
基本料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
県補助率(軽減)	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.60	0.40	0.25
利用者負担料率	1.10	0.95	0.75	0.55	0.35	0.20	0.20	0.20	0.20